

資料

スウェーデンの法学教育

——ウプサラの想い出とともに——

目次

- はじめに
 - 一 ウプサラ市とウプサラ大学のこと
 - 二 法学部の組織とスタッフ
 - 三 私の研究室
 - 四 法学部の教育の目的
 - 五 法学部のカリキュラム
 - 六 私の体験その一 ——「講義」について——
 - 七 私の体験その二 ——ゼミについて——
 - 八 研究者教育について
 - 九 法学部の社会的貢献
- おわりに

はじめに

一九九七年九月より一年間、スウェーデンのウプサラ大学法学部で研究生生活を送った。その学問上の成果はすでに公表したが、先頃、学問上の課題に直接関係しない事柄についても記憶の新たなうちにもまとめておいたらかとういお勧めを受けた。そういうことであれば、紀行文風に綴ってみたいことがいくつかある。しかし、文章の体裁はそれで許されるとしても、法学分野の紀要に公表する以上は法学に関係する話題を選ぶのが凡庸な書き手の節度というものである。そう考えたとき真先に浮かんだのがスウェーデンの法学教育であった。法学教育の改革が叫ばれている今日、この話題であれば、読者が法学のどの分野を専攻されている方であろうと、とりあえず頁を繰って下さるだろうと思つたのである。

スウェーデンの法学教育に関しては、すでに本学の萩原金美教授が Lund 大学での体験を織り込んで本格的な研究を物しておられる。それ以外にも、同国に学ばれた先達の作品のなかに、法学教育に関する学問的知見を伝えるものがいくつ含まれていることであろう。私はと言えば、この分野については全くの素人であるから、たとえ短文であれ学問的な価値をもつような作品を著すことはできない。ウプサラから持ち帰った資料に照らして滞在中の見聞を捉え直し、若干の感想を加えて書き並べるのが精一杯である。それでも、萩原教授の著書から窺われる Lund 大学の教育事情との比較材料にはなると思う。また、萩原著以降の制度の変化について情報を提供するという意義も認められるかもしれない。もつとも、そのためにはスウェーデンの現在の制度を私が正しく理解しているでなければならぬが、その点は頗る怪しい。正確な知識を求められる読者には御自分で確かめていただかなければならないが、その際に本稿が手がかりとしてお役に立てば筆者としては充分満足である。もとより本稿は一篇の土産話にすぎないもの

で、とくに注には読者が笑みを洩らされるような逸話もいくつか盛り込んである。したがって、本来なら主題の方を「ウプサラの想い出」とすべきではあった。あえてそうしなかったのは、先にも述べたとおり、昨今の世情から判断して「法学教育」を前に据える方が読者の目を惹き付けられると判断したからにはほかならない。

(1) 行政法分野に関しては、交告「裁量権行使に際しての裁量基準（内部規範）の適用について」（神奈川法学三三卷一号（一九九九年）三三頁）。これは、現地で執筆したスウェーデン語論文に日本語の前置きを付けたもの。環境法分野では、交告「自然保護の法制度と知の結合——スウェーデンにおける自然保護地域の指定を素材に——」（阿部泰隆・水野武夫編『山村恒年先生古稀記念論集・環境法学の生成と未来』（信山社、一九九九）二〇三頁）。さらに、付録的作品として、「スウェーデン・ウプサラの子どもオンブズマン」（季刊・子どもの権利条約四号（一九九九）一一二頁）がある。

(2) 萩原金美「スウェーデンの司法」（弘文堂、一九八六）。とくに第一部第一章。

一 ウプサラ市とウプサラ大学のこと

ウプサラ市は、首都ストックホルムの北、列車で四〇分ほどのところにある。フィーリス川を中心(3)に広がる人口およそ一八万六千人の古い大学街である。地理学の分野で世界中に名を知られたフィーリス川は、市民の飲料水源であるばかりでなく、野鳥観察や釣りを楽しむための絶好の公共空間となっている。中心街の街並みは落ち着いた色合いで、大聖堂やお城などの古い建造物が醸し出す荘重な雰囲気を感じていない。大学関係の施設は、その雰囲気の感じられる範囲に散在している。法学部の建物は川の両岸に分れていて、一つは「古い広場」（Gamla torget）の一角を占め、もう一つは川向こうの「貴族広場」（Riddartorget）にある。(4)中心街はそれほど広くはなく、「古い広場」から

自転車で川沿いを下流に向かつて一〇分も走れば、すでに森の中である。

四月末日、学業を修めた学生たちは、午前中に手製のボートで仮装行列風の川下りを楽しんだ後、カロリナ・レーダイヴィーヴァと呼ばれる大学総合図書館の前に集まり、学長の所作を合図に一斉に白い帽子を振ってこの街を去って行く。この帽子振りの光景はぜひ一度見ておくようにと何人かの人に言われていたのに、知人宅を訪れていて見られなかった。ただ帽子を振るだけのことであるが、図書館前の坂を埋め尽くした学生の大集団が一斉にこの動作を繰り返すと、そこには何か個々人の精神に作用する強烈な力が生まれるのかもしれない。多くの人がこのときの帽子を持ってまたこの街にやってくるという。私の帰国に際しての送別会でも、「ヒサシ（私のこと）がウプサラに帰ってくることを期待して」という挨拶が聞かれた。私には帽子振りの力は及んでいないが、フィーリス川の流れや大聖堂の鐘の音といった事象で形造られる情景が私の精神の基底に取り込まれたことは確かである。

ウプサラ大学は一四七七年の創立である。ポローニヤ（一一五八？）やパリ（不詳、一二世紀）と比べれば三百年以上、ウィーン（一二六五）、ハイデルベルグ（一三八五）、ケルン（一三八八）などにも百年近くの遅れをとっているが、それでもすでに五百年を超える歴史を刻んでいるわけで、その歴史の重みをいろいろな面から感じ取ることができた。わけても、入国してすぐのこと、学長交替式（九月一九日挙行）⁽⁶⁾の場に居合わせることでできたのは幸運であったと言わなければならない。舞台に向かつて半円状に設えられた長椅子、その指定席と思しき処に腰を降ろした人々の出立ちはいかにも古風であった。舞台上で執り行われた大学の「三種の神器」の引継ぎは、これまた完全に中世を想わせる儀式であった。

(3) フィーリス川が地理学者の間で有名であることは、ウプサラ滞在中に面識を得た徳永英二先生（中央大学教授・自然地理学専

攻)に教えていただいた。

- (4) それぞれの建物で仕事をする人たちの関係が疎遠にならないよう、月に一回持ち回りで茶話会をしている。私は、一九九七年一〇月一六日に「貴族広場」の建物で開かれた会から参加した。その日、入国後まだ一月のこととて緊張の抜けない私の眼前に、突然巧みに日本語を操る女性が現れた。彼女の名は Lena Blomstedt。「れーな・ぶろむしゅてつ」とわざと日本語風に発音してみせて下さった。かつて SANDVIK 社員の夫君が神戸に赴任された機会に、神戸大学の岸田雅雄教授の下で会社法を学ばれたという。私の母校が神戸大学であることが履歴書の記述から彼女の知れるところとなって、向こうから声をかけて下さったのであった。そして、それからおよそ二月が過ぎて、ルシーアの日である十二月二二日。「貴族広場」の建物で催された茶話会の席に、お化けのような白装束に身を包んだ学生たちがサンタルチアを唄いながら入ってきて、続けていくつか見事な歌を披露してくれた。学生が先生方の前で歌を唄い、ペッパルカーカ(胡椒味薄焼煎餅)を配る。ルシーアの日に開かれる茶話会での恒例行事である。
- (5) 各大学の設立年は、C・H・ハスキンス／青木靖三・三浦常司訳『大学の起源』社会思想社現代教養文庫(一九七七)の巻末に付された大学年表による。

- (6) この交替式で新たに学長に就任されたのはブー・スンドクヴィストという核物理学者であるが、前任者は基礎法学分野の大家ステイーグ・ストレームホルム(Stig Strömholm)である。彼には A Short History of Legal Thinking in the West (Stockholm 1985) という英文の著書があるから、御存知の読者もあろう。彼の名著である Rätt, rättskällor och rättslämpning (5. uppl. Stockholm 1996) は、教科書としても広く読まれている。

二 法学部の組織とスタッフ

ウプサラ大学には神学部、法学部、医学部、薬学部、人文学部、社会科学部、工学・自然科学部の七学部があり、それぞれが一つないし複数の「科」(institution)をもっている。法学部(juridiska fakulteten)には「法学科」(juridiska institutionen)しかなく、法学部と法学科の最高決定機関は同じ法学部委員会(juridiska fakultets-

namnden)であるから、必然的に学部と科の観念が混交する。学生向けの配布物などでは「法学科」となっていることが多いが、本稿では「法学部」の方を用いることにする。

教育の担い手として最も高い地位にあるのは教授 (Professor) であり、研究と教育の双方を本来の任務とする。スウェーデン社会での教授の地位はたいへん高い。法学部の教授は一七名であるが、私が自己紹介以上の会話を交わしたことがあるのは、指導教授のレーナ・マールキュッソン (Lena Marckusson)、「ミスター地方自治法」と渾名されるクルト・リーベルダール (Curt Riberdahl)、公法学界の重鎮フレドリック・ステルツェル (Fredrik Sterzel)、国際的な環境法学者スタッフファン・ヴェステルルンド (Staffan Westerlund) の四先生である。スウェーデンでは雇用機会における男女平等化が実践的に推進されているが、女性が教授の地位を得るのは今日でも容易なことではないらしい。その意味でマールキュッソン先生の御活躍は特筆ものであるが、先生はさらに先述の学長交替に際して副学長の一人に選出された。

教授の次に来るのが、「大学講師」(universitetslektor)である。「大学講師」は、本来教育を行う職ということであり、教育上の負担は教授よりもかなり重い。もちろん研究能力も必要で、博士論文を書いて公開討論 (disputation) を経てはじめて暫定的な職権を伴う地位が得られる。公開討論をしていない者は、毎年任命を受けなければならない。公開討論をした後さらに高い学問レベルに達したという判定を受けると、ドセント (docent) の称号を得られる。法学部の大学講師は四三名で、そのうち一三名がドセントの称号をもつ。面識のあるところでは、環境法のガブリエル・ミシヤネク (Gabriel Michanek) がドセントの称号をもつ大学講師である。彼は自然保全庁 (日本の環境庁に相当) に地位を得て、バルト海沿岸諸国との国際会議などによく出かけていた。行政法と法史を研究しているマツツ・キュームリエン (Mats Kumlien) は、大学講師ではあったがまだドセントにはなっていないかった。集会の自由の規制に関

する大きな論文を書いたトゥーマス・ブル (Tomas Bull)、彼はちょうど私の滞在中に公開討論をした。(8) さすがにまだしばらくはドセントになれないと思う。

教育の担い手として、大学講師のほかに「大学助手」(universitetsadjunkt) がいる。大学助手の教育上の負担は大学講師と同じである。大学講師との違いは公開討論を要求されないということ、このことのもつ意味は非常に大きい。大学助手もちろん学術論文を発表して構わないわけであるが、その内容がいかに優れていても、大学人としては教育が本職という扱いを受けるのである。現在法学部の大学助手は三名で、そのうちのウツラ・ビョルクマン (Ulla Björkman) とカールIIグスタフ・スパンゲンベリイ (Carl Gustaf Spangenberg) にはたいへんお世話になった(以下お二人については親愛の情をこめて名前で呼ぶ。もつともスウェーデンでは皆お互いに名前で呼び合うのだが)。とくにウツラは、私と同じく行政法と環境法を教えているのであるが、マールキュッソン先生が副学長になられたこともあって、実質的に私の指南役を務めてくれた。カールIIグスタフは比較法史が専門であるが、熱烈な自然愛好者 (naturälskare) でもあり、私は彼のおかげでその筋の立派な専門家と巡り合え、スウェーデンにおける自然保護活動の一端を実地体験することができたのであった。ウツラもカールIIグスタフもたいへんな学識の持ち主で、なぜ彼らが大学講師になっていないのか得心がいかない。外部者には分からない事情がいろいろとあるのだろう。

(7) 彼のように実定法と法史を並行して研究するのは、スウェーデンでは伝統的な研究スタイルのようである。現在法史の大御所と言えばヨーラン・インゲル (Göran Inger) であるが、彼は刑事訴訟に造詣が深い。歴史ということなら、かつて行政法の分野にニルス・ヘルリッツ (Nils Herlitz: 1888-1978) という怪物がいた。彼は一九二〇年代から一九七〇年代にかけて行政法関係の著書や論文を多数著したが、元々はカール一二世の研究から入った歴史学者であった。スウェーデン史専攻の畏友根本聡君によると、日本の北欧史研究者にもヘルリッツの作品を重視される方がおられるということである。

(8) 一九九七年十一月二日に大学講堂 (universitetshuset) で行われた彼の公開討論には私も出席させていただいた。対論者としてフィンランドからヘルシンキ大学のツオリ (Karlo Tuori) 教授が招かれていた。

三 私の研究室

私の研究室は「古い広場」の方の建物の五階にあった。それは実は「ミスター地方自治法」のリーベルダール先生の研究室なのだが、先生が市町村連合会のような組織に勤務されていて大学には月一回ぐらいしか来られないので、私が代わりに使わせていただいたのである。部屋の窓からは川向こうの大聖堂が真正面に見え、とくにどんよりとした冬の曇が珍しく退散してくれた日には、頂きに雪を置いた姿が真つ青な空に一際映えて真に爽やかな眺めであった。研究室のある五階のフロアには、行政法、環境法、国際法を担当する教育スタッフと秘書の方々の部屋があった。マールキュッソン先生も、指南役のウツラも、環境法のヴェステルンド先生も皆同じフロアである。この部屋割りには単に希望の調整の問題ではなく、教育カリキュラムと関係があると思われるので、ぜひとも記憶に留めていただかなくてはならない。行政法、環境法、国際法は、カリキュラム上一つのグループとして括られており、内容的に三分野を統合する試みもなされているのである。この点については、後に体験談(六)のなかでお話する。

(9) この階には四名の女性秘書がおられたが、彼女たちの職務範囲や役割分担はよく解らない。基本的には行政法、環境法、国際法という分野別の役割分担になっていたと思う。必要書類の学生への配布、提出物の受渡しなど教務係的な仕事も彼女たちがこなしていた。皆さん私にはたいへん親切にして下さったが、とりわけバルブロー (Barbro Bjurhäll) やんやミンミ (Mimmi) くれは愛称。本名は Elisabeth Rubberoff) にはお世話になった。帰国間際のある日、研究室で荷造りに精を出していると、ミンミが入

つてきて、「これを見て私を思い出せ」と言っていて新しい学習ハンドブック (STUDIEHANDBOK, JURIS KANDIDAT-PROGRAMMET, UPPSALA UNIVERSITET, 1992 ÅRS STUDIEORDNING, LÄSÅRET 1998/1999) をくれた。本稿ではカリキュラムの説明などで細かい数字を出しているが、そういうことができるのはこのハンドブックのおかげである。ハンドブックの数字を引き写しつつミンミのことを思い出したことは言うまでもない。

四 法学部の教育の目的

スウェーデンの法学部の教育は、徹底したユリスト (ジュリスト) 養成教育である。学生に配布される学習ハンドブックにも、「ユリスト教育の目的」という項目が見られる。その冒頭に高等学校教育法第一章第九条の規定が掲げられているので、それを訳出してみよう。

「基礎的な高等教育では、知識と技能に留まらず、教育の対象となるすべての分野において自立した批判的な判断をする能力、自分で問題を解決する能力および学問の発展に対応する能力を学生に与えなければならない。また、教育において、学問的レベルの情報交換能力の涵養に努めなければならない。」

これを受けて、ユリスト教育の場でも、自立した批判的な学習態度が求められる⁽¹⁰⁾。具体的には、まず事実に関する資料を確定し、それを分析して問題点を発見するための訓練がなされる。続いて自らの意見の論証である。もちろん自説の開陳だけで許されるはずもなく、それを批判的に眺め、問題点を指摘して論証を展開しなければならない。その際の教師の役割は、学習過程の組織者となり、習得のために有利な条件を整えることだとされている。注解を与え、批評を加え、訂正を施し、要約をするところまでは許されるが、「教え尽くす」(lära ut) ことは避けなければならない。

学生に要求される論証の手法のなかでとくにスウェーデン的だと思われるのは、立法資料の検討である。スウェーデンでは、法を解釈する際に立法資料に依存する度合が頗る高いのである⁽¹¹⁾。したがって、法解釈の面で自立的かつ批判的であるためには、立法資料を自分でじっくり読み込まなければならない。もちろん、そのための教育環境は整っている。「古い広場」の建物の階下に法学部の図書館があるが、その一角は学生のための学習室になっている。最初にそこを訪れたとき、四囲の壁面が立法資料で埋め尽くされているのを見て不可解に思った。それは研究者には便宜だが、一般学生には無益だろうと考えたのである。しかし、教育実践の見聞が重なるにつれて、それがとんでもない誤解であることが解ってきた。まさに一般学生こそが、それらの資料の利用者として予定されているのである。

こうした高度の実践的な教育に耐えられるのだから、ウプサラの学生の能力は相当に高いと見てよいであろう。その証左になると思われる事実を一つ紹介したい。一九九八年五月にオランダのハーグで行われた国際法コンクール (Telders International Law Moot Court Competition) で、ヨーロッパ各国から二五チームが参加したなか、ウプサラ大学チームは第二位に入賞した⁽¹²⁾。ウプサラ大学はこの大会でこれまでも一九九二年二位、一九九五年四位、一九九六年三位、そして一九九七年二位という素晴らしい成績を収めてきている。ドイツのシュピーゲル誌の調査ではスウェーデンの大学教育はヨーロッパの中位ということなのに、ウプサラ大学チームはどうしてこのような輝かしい成績を残すことができたのか。その理由はウプサラ大学の法学教育における講義(ゼミ等を含む)の多さにある、とチーム引率者のイアイン・カメロン (Iain Cameron) は分析している。

講義時間が多ければ、必然的に学生の予習復習の時間が多くなる。それは結局学生がよく勉強するということで、大学人としては喜ばしいことである。しかし、その反面で学生生活がたいへん忙しいものになってしまうことはいかんともし難い。環境法のヴェステルルンド先生は、この面を捉えて、近頃の学生は勉強ばかりしていて人間として生

きる余裕がないと嘆かれた。⁽¹³⁾

では法学部にはいったいどのような学生が入ってきているのか、たいへん興味のもたれるところである。スウェーデンの大学の学生選抜について詳しい事情は知らないが、大学入試というものはなく、高等学校の成績の良い者から採っていく。その際、高等学校の学校間格差は存在しないという前提で制度が運営されているという話を聞いた。⁽¹⁴⁾その点に関しては真偽のほどは確かめていないが、ともかく法学部に入るには相当上位にいないければならないことは事実のようである。なお、学生の年齢は日本のように均一ではなく、一度社会に出てから入学して来る者も多い。

たいていの学生たちは、法学部の課程を修了して法学士号を取得し、法律専門職に就くこと、すなわちユリストとして世に出ることを目指している。もちろん全員が裁判官や弁護士になるわけではないが、ユリストであることを前面に出して自分を社会に売り込んでいく。滞在中に地元新聞の記者でユリストの資格をもつ人と話す機会があったが、裁判絡みの記事を書いているということであった。

スウェーデンでも、法律を学んだ者の多くはやはり行政機関に勤務する。⁽¹⁵⁾ただ、ユリストとして入った行政官は裁判を担当することがあるという点に留意を要する。たとえば、ある人が自分の所有地の湖に棧橋を付けたいと考えたとしよう。スウェーデンでは湖岸には原則として沿岸保護のための規制がかかっているので、土地所有者はコミューンの許可を得なければならぬ。コミューンは生態系保護の観点から許可の発給を渋る傾向にある。不許可処分を受けて不服な土地所有者は、「県域執行機関」に提訴する。県域執行機関とは、日本の県庁に相当する役割を果たしている国の執行機関である。したがって県域執行機関への提訴は我々の感覚では行政不服申立てであるが、スウェーデンではこれを裁判と区別しない。このような裁量性の強い事件は、通常の行政裁判所ではなく、県域執行機関から政府に至る階層構造の中で裁くのが適切だとスウェーデン人は考えている。さて、ここで大切なことは、県域執行機関

のユリストたちは、それぞれの案件の関係法律、この案件であれば自然保全法を自立的な態度で解釈しなければならぬということである。まさにそのための訓練を法学部でしてきたはずだということになるのである。彼らの執務室に立法資料が備え付けてあることは言うまでもない。

ユリストの一人一人がそうした自立的な法解釈の担い手として期待されているとすると、それを目指す法学部生の社会的ステイタスは相当高いのではないかと推測される。この推測はまんざら根拠がないわけではない。教育現場に目を向け始めた頃、しばらく学生諸君の行動を観察していたら、かつての岩波の大六法をハードカバーにしたような六法全書を皆が常時参照していることに気づいた。彼らは体が大きいからそれほど重く感じないのかもしれないが、それでもこれを持ち歩くのはずいぶん煩わしいと思う。日本人としておそらく最初にこの大学の法学部を卒業された坂本・オロフソン・優子⁽¹⁶⁾さんと談笑した折、学生諸君の六法全書とのつきあいのことを話題にしてみた。すると、法学部生は法学部生であることに誇りをもっていて、あの重い六法全書がステイタスシンボルになっているのだという答えが返ってきた。街中の喫茶店でスメールゴース（スウェーデン風サンドイッチ）を頬張りながら、六法全書を間に置いて討論する学生たち。老いた日の彼らの脳裡に追憶の情景として現れる一コマであるに違いない。

- (10) 一九九八年五月七日付けの地元新聞 (Upsala Nya Tidning) の記事によれば、ちょうど私がウプサラに滞在している間、上智大がウプサラ大学の学生を二人受け入れていたようである。そのうちの一人は Jenny Lindström という法学部の女子学生である。彼らは、ウプサラの新聞の取材を受けて、「ここ」では学生たちは物事を身につけよう (fåra sig saker) としており、自分で考えようとはしない」という意見を述べている。

- (11) この点については、萩原金美訳「スウェーデンの法文化と法律家 (原著：シエル・A・モデル)」『白川和雄先生古稀記念・民事紛争をめぐる法的諸問題』(信山社、一九九九) 二六頁を参照。なお、スウェーデンでは、かなり長大かつ詳細な立法資料が作

成され、そこに立法者の見解が示されるので、法律要件に不確定概念を用いても立法者が法適用者にすっかり権力を譲り渡すことにはならないのだと説明されることがある。R. Pålsson, Rikskarteverkets rekommendationer, Uppsala 1995, s198.

(12) 一九九八年五月一四日付けの Uppsala Nya Tidning の記事による。ちなみに、決勝でウプサラを破って優勝したのはオランダのライデン大学チームである。

(13) Uppsala Nya Tidning のインタビュに答えての発言。私はその記事を保存しているが、日付の書入れを失念したために、いつの記事であるのか特定できない。なお、ヴェステルンド先生の批判は少し割り引いて受け止める必要があるかもしれない。先生は、学問的著述、学生の教育、立法作業への参画、行政機関への協力、国際会議への出席といった本来的活動の合間に、鳥を観察し、探偵小説を書き、オートバイライフを楽しんでおられる超人である。先生の日から見れば、たいていの人間は人生を楽しんでいないことになってしまおうであろう。

(14) こういう話が出てくるということはバカロレアのような試験が存在しないことを思わせるが、実際にはどうなのか私は知らない。スウェーデンの高校の教育に関する私の知識は、滞在中に知り合った人たちから聞いた断片的な情報の寄せ集めでしかない。それを総合すると、一応次のようなことが言えそうである。まず第一に、スウェーデンの高校の教育はコミュニケーションの自治に委ねられた部分が多く、各コミュニケーションが個性ある教育をしているということ。第二に、論文を書く力が重視されていて、良い論文を書くところらかのあたりで表彰があること。なかには大学教授から激賞されるような論文もあるという。第三に、勉強の好きでない子は早い段階で実業コースを選択しており、親も勉強の無理強いはしないということ。これらの事柄がどの程度当たっているのか定かではないが、全く根拠がないわけではないので一応記しておく。なお、高校間格差がないというのはやはり建前のように、たとえばウプサラのカテドラル高校というのが良い学校であり、皆自分の子どもをそこにに入れるためにウプサラに住みたがるという話を聞いた。

(15) 次章で説明する第六期のカリキュラムでは、国またはコミュニケーションの行政機関を訪問する日程が組まれている。

(16) 坂本さんは神戸大学での私の後輩で、大学院時代に彼女のお誘いで一緒にスウェーデン語の勉強を始めた。私はすぐ挫折したが、彼女は粘り強く学習を続け、ウプサラ大学に留学し、そこで恋人を見つけ結婚し、当地に住んで十数年が過ぎた。日本の修士号まで取りながら、ウプサラ大学法学部で最初から学び直した努力と才能の人である。二一世紀の関西を考える会が出している「あうるーら」という雑誌の二六号（一九九七・一一）に、彼女の「ウプサラ大学法学部感想記」が掲載されている。それを讀むと、

ウブサラの期末試験のすさまじさがよくわかる。試験時間は四、六時間で、軽食や飲物の持込みが許されるということである。教科書、ノートの持込みも可なのであるが、それは学んだ知識を用いて問題を解決するところに試験の狙いがあるからで、教科書やノートを写せば済むというものではない。ところで、彼女が肩をひそめて語るには、日本からは福祉関係の視察団がのべつまくなしやって来るので、ストックホルム市では日本の視察団についてのみ手数料を取ることにしたという。もう少し訪問先のことも考えて調整して出かけられないものだろうか。視察団の通訳は回り回って彼女の役目になることが多い。彼女の面目と日本国の名誉のために苦言を呈しておく。

五 法学部のカリキュラム

法学部の課程を修了するには一八〇単位が必要で、順調に行って四年半かかる。一八〇単位の内容は二段階に分れている。第一段階は必修科目の群で、第一期から第六期までに配当されている。

第一期	民法、憲法、国際法の基礎	一八単位
第二期	民法一	一二単位
第三期	民法二	一八単位
第四期	刑法・訴訟法	一二単位
第五期	会社法、経済学、租税法	一八単位
第六期	行政法、国際法	一二単位

一年は二期、すなわち一月七日ごろに始まって六月初旬の試験で終わる春学期と、秋口に始まってクリスマス直前の試験で終わる秋学期から成る。春学期の方が秋学期よりも少し長い関係で、単位に二三単位と一八単位という違い

が出てくる。

次に第二段階であるが、選択科目が二種類、必修科目の法史・一般法理論、それに論文指導、全体として六〇単位、第一段階と合わせて一八〇単位になる。第二段階の教育には主として教授の地位にある者が携わる。

私は入国後の三か月間は自分の研究に集中していたが、教育の現場も見ておきたいと常々考えていたので、一九九八年春学期に第一段階第六期の教育を覗いてみることにした。第六期は行政法と国際法を学ぶ期間であるが、実質的には環境法も一つの立派な柱になっているように思われた。ここで、私の研究室が在る五階のフロアの部屋割りのことを思い出していただきたい。あのフロアを占める研究室の住人たちが、第六期の教育の担い手なのである。

ところで、私は一九九八年三月の一日から一三日までスウェーデン南端のルンドに滞在し、ルンド大学（一六六六年創立）の法学部を訪問した。⁽¹⁷⁾ その際法学部教育のパンフレットを入手したので、そこに示されているルンドのカリキュラムを比較のために掲げておきたい。

第一期 法学基礎論、憲法

第二期 基本民法

第三期 土地法・環境法

社会分野 —— 家族、労働、住宅および社会的給付 ——

第四期 経済分野 —— 会社、租税および企業経済 ——

第五期 刑法と刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟

第六期 国際関係 —— 国際法、国際私法、比較法およびEU法 ——

第七期 法学の理論と方法、法史、一般法理論および法経済学

第八期 特別講座

第九期 試験課業

この表では第九期まで出てくるが、ウプサラでも第一段階と第二段階を合わせれば九期になるので、期数の点では変わりはない。また、全課程を修了するのに一八〇単位が必要なことも同じである。科目の配当に若干の違いが見られるところ、その若干の違いには結構大きな意味があると私は考える。ウプサラでは第六期に行政法、環境法と国際法を結び付けていることに注目していただきたい。私のように行政法と環境法を教えている者には、この組合せはたいへん魅力的である。というのは、たとえば環境法の講義で湿地の保護について説明するとき、学生諸君には行政処分、許可、下命などといった行政法の概念を活用してほしいのはもちろんであるが、それだけでなく湿地保護と云えば当然学ぶことになるラムサール条約についての知識を国際法の講義につなげてほしいのである。そういうわけでウプサラ方式を私は評価するけれども、環境問題が土地利用や住宅の問題と密接に関連していることを考えると、ルンドの組合せにも捨て難いものがある。結局いずれも一つの見識というほかはあるまい。

- (17) 萩原金美教授の御友人であられる労働法の大家ファールベック (Reinhold Fahlbeck) 教授に御挨拶申し上げるのが目的であった。真に光栄なことに、先生は市場で自ら吟味された魚介類を自ら捌いてもてなして下さった。日本の粕汁に似たスープは日本のお椀によそわれ、私がお土産に持参した漆塗りの箸置きが傍に据えられた。先生はたいへんな日本通で、歌舞伎の勧進帳など身振りだけで通じてしまう。先生がどれほど日本通であるかをお知りになりたい読者は、たとえば、ラインホルト・ファールベック「日本の労働運動」日本労働研究雑誌四五二号(一九九八)四二頁以下を注とともにお読みになるとよい。

六 私の体験その一——「講義」について——

クリスマスからの休暇が明けた一月八日に第六期のオリエンテーションがあった。午後一時からということだったので五分前に教室に行ってみると、ウツラが黙々と準備をしているばかりで、ほかに誰もいない。一時一五分近くになつて学生が一斉に集まり、ようやく催しが始まった。こんな始まり方を二、三回経験して、ここではアカデミック・クォーター制が採られていることに気がついた。オリエンテーションでは、まず行政法、環境法、国際法それぞれの分野の教員紹介があり、続いてカリキュラムの全体的な説明がなされた。その後休憩を挿んでステルツェル先生の入門講義が行われたそうだが、私は休憩中に研究室に戻ってしまった。おそらく学生に第六期全体の見通しを示すための講義であつたろうと思う。

こうしてオリエンテーションに出たり、配布物を読んだりしたりした結果、法学部の教育には三つの形態があることが判つた。おそらく最も重視されているのはゼミ (seminarium) である。これは本学法学部のゼミとはずいぶん趣が異なるが、この後章を改めてゼミの体験もお話するので、そこで違いを感じ取っていただきたい。とりあえず一言で表現するなら、ウプサラのゼミは具体的な設問について少数の学生が討論する場である。それに対して多数の学生が教員の話を聴くのは *föreläsning* と言い、外観は日本の講義と同じであるが、一期に二五回も行うわけではない。行政法分野の科目について見ると、行政法概説、行政訴訟、地方自治法、公文書公開・秘密がそれぞれ二時間、それでおしまひである。二時間と言っても、アカデミック・クォーターの一五分とコピー・ブレイク (スウェーデン語ではカフェ・ラスト) の一五分を差し引くと一時間三〇分、すなわち我々の一コマと同じである。このことから、ウプサラの *föreläsning* は各科目の精髓を示すことだけが目的なのだと言ふことが容易に察しがつく。したがって、これは日本

の講義とは、外観は同じでも、教育全体での位置づけが異なる。章題のなかで「講義」というように括弧をつけたのは、この違いを意識してのことである。

「講義」の後にレクシオン (Lektion 英語ならレッスン) が用意されている。この時間は、ゼミに較べれば、教員が積極的な役割を果たすことになっている。私は残念ながらレクシオンには一度も参加できなかったが、おそらくこの時間に「講義」とゼミの橋渡しが試みられているのであろう。そうだとすれば、結局学生たちは、「講義」を聴き、レクシオンを受け、ゼミに参加するという順序で学習を進めていることになる。

ここで私が顔を出した「講義」を列挙すると、ステルツェル先生の「行政法概説」、リーベルダール先生の「地方自治法」、ウツラの「公文書公開・秘密」と「環境法概説」、アンナ・ティーベリ (Anna Tiberg) の「国内環境法」、ヴェステルルド先生の「国内環境法と国際法」、そして行政法、環境法、国際法の統合を図るマールキューソン先生の入門講義である。私には「講義」を耳で聴いただけで内容を理解できるほどのスウェーデン語の力はないが、講義の初めにレジュメが配られるか、そうでなければOHPが使用されたので、話されている内容はおおよそ見当がついた。どの先生も板書はほとんどされなかったが、考えてみればそれは当然で、たとえば行政法の精髓を一時間半で語ろうというときに、一々黒板に要点筆記している余裕のあろうはずもない。先生方の話し振りには全く淀みがなく、学生の笑いを誘うような言い回しを必ずどこかに用意されている。学生の方から突然質問が飛ぶこともあるので、教員はそのことを頭において「講義」を組み立てなければならぬ。私が出席した「講義」では、先生方はどなたもその場で答えておられた。質問で話の流れが滞るといふことはなく、講義案がよく練られていることを窺わせた。「講義」がこういうものであると、教員の側にも学生の側にも、「講義」一回が一つの作品であるという意識が芽生えるのではないか。話し終えた先生を拍手で讃える学生たちのなかに居て、そんなことを考えた。

ウプサラの「講義」はこのように一分野数回限りであるが、教科書の指定はなされている。たとえば行政法概説であると、ストレムベリイの『一般行政法』(Håkan Strömberg, Allmän förvaltningsrätt, 18 uppl. 1997, Malmö)が必読書である。二五〇頁ほどの分量があるから、「講義」の前日の予習で読み切るといわけにはいかない。「講義」の間に先生が読み上げられることもあるが、それはごく僅かであるから、あとは自分で時間を見つけて読んでおくということになる。春学期は正月明けから始まるから、学生たちはクリスマス休暇にはある程度読み進めているに違いない。自学自習が学生の本分として当然のこととされているのであろう。

ここで少しスウェーデンの教科書事情に触れておこう。特筆に値するのは訴訟法 (rättegång) の教科書で、数巻の分冊になっていて、しかも一冊一冊が分厚い⁽¹⁸⁾。スウェーデンでは民事訴訟法と刑事訴訟法が切り離されていないので、訴訟法の教科書が大部になるのはもっともであるが、それにしてもたいそうな分量である。エーケレーフ (P. O. Ekelöf) が証拠理論だけを論じた一冊がとくに印象に残った。訴訟法と比べると私の専門の行政法分野は、量の面では寂しい。『一般行政法』のストレムベリイが『特別行政法』(Speciell förvaltningsrätt) も書いているが、ほかにラーグネマルムの著書⁽¹⁹⁾ぐらいしかない。いずれも要領よくまとめられた比較的薄手の書物である。ただし、その水準は高く、ともかくこれらの書物を読まなければ行政法研究は始まらないと言ってよい。法律学全体についても、良質なものが少々出ているというのがスウェーデンの教科書の出版事情である。人口で言えば神奈川県規模の国であるから、研究者の数は少ないし、学生の数もそれほどではない。種々雑多な教科書が入り乱れるという状況は想像し難いのである。

ついでに教科書以外の副教材のことであるが、ウプサラでは学生向けの雑誌とか演習物の類は利用されていない。そもそもスウェーデンにはそういう出版物は存在しないようにも思われたが、そこまでは確認していない。少なくとも

もウプサラ大学法学部では、学生が読むべき論文、判例それにオンブズマンの報告などはあらかじめコピーして配布する。論文というのは日本で言えば公法研究に掲載されたような手強いものであるが、何の解説も付けないで手渡される。学生が優秀で演習物などを必要としないということなのか、本物で教育すべきだという教育政策なのか、それとも商業主義に乗ることを嫌うのか、その辺りの事情はよく判らない。そのいずれも当たっているように私自身は感じて

以上のような次第で、スウェーデンでは、定評ある書物や論文を皆が同じように読む。誰かが珍しい論文を探してきて、それで独創的な答案を書くということはほとんど考えられない。誰もが同じものを読んで、しかも自分自身で具体的な問題に対処し得るところまで能力を高めなければならぬ。その結果として一冊の書物の読込みが相当深くなっているものと考えられる。以上のことは、もちろん、研究者レベルについても言えることである。⁽²⁰⁾

(18) この教科書については、たとえば萩原金美「スウェーデンにおける主張責任論(一)」民商・〇〇巻八八六頁注(一)を参照のこと。

(19) H. Ragnemalm, *Förvaltningsprocessrättens grunder*, 7. uppl., Stockholm 1992. この書物には、萩原金美教授の邦訳がある。ハン・ス・ラーゲネマルム著/萩原金美訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』(信山社、一九九五)。なお、その紹介を私が書いてるので参照していただければ幸いである。神奈川大学評論二二二号(一九九六)一五八頁。

(20) たとえば、行政処分の無効というテーマで論文を書こうと思えば、まずストレムベリーの古い論文(Stromberg, *Under vilka förutsättningar bör enligt svensk förvaltningsrätt anses som en nullitet?*, FT 1955, s.112-125)を読まなければならない。この論文は彼自身の教科書に引用されている(『一般行政法』七八頁)ので、誰でも知っている。そして、これ以外にもよく知られた論文がいくつかある。しかし、さらに無名氏の論文を発掘しようと努力しても、そのようなものは見つけられないであろう。

七 私の体験その二——ゼミについて——

本学の私のゼミでは、学生が原則として三年間一つのテーマを追究して、ゼミⅢでゼミ論文をまとめて卒業してくれるように指導している。そのため、ゼミの時間は持ち番の学生が当面の研究の進捗状況を報告する場となる。

ウプサラのゼミはおよそそうしたものではない。論文指導は別に指導者をつけて行うのであって、ゼミは提示された設問について討論する場である。一つのゼミの学生数は二五名程度で、それがさらに数名ずつの小グループに分れている。その小グループごとに、設問の内容を十分に検討して準備しておくのである。では、その設問というのはどのようなものなのか。それを私の体験をもとにして説明する。

第六期のゼミはA、B、Cの三期に分れていて、合わせて二四回行われる。A期には行政法、B期には国際法・EU法、C期には環境法・その他の特別行政法がそれぞれ配当されている。私は、一九九八年一月一四日に行われたA期のゼミⅠ（一般行政法）に出てみた。担当教員はウツラである。⁽²¹⁾このゼミの設問二題のうちの一つを紹介しよう。

「マックスは、スウェーデンの永住資格をもつ外国人市民である。彼は猟銃所持の許可を申請した。猟銃は故国から購入する予定である。彼は財産犯罪と暴行で保護観察に付されたり、飲酒運転で刑に服したことがあり、さらに前年に街で二度酩酊のために保護された。彼は無職で、子どもは一人ある。しかし、その子は監護されていない（母親から武器案件担当者に提供された情報によれば、彼女は託児所に子どもを預けている）。マックスは運転免許証をもっていない。彼は現在大地主のところで森番の仕事にありつけるかもしれない状況にあり、猟銃所持の許可を必要としている。ところが、行政庁は『本件の猟銃所持の許可申請は、武器法所定の事由により棄却される』という決定をした。マックスが案件担当者に電話をして根拠を問い質したところ、自分の過去を振り返ってみたらどうかと言われ

た。マックスはこの回答に動揺し、法律学を学んだ兄のモーリッツに助けを求めた。モーリッツは、案件担当者の上司のところへ行って彼に直接申請をするよう助言した。マックスは言われたとおりにしたが、結局申請は拒けられたとの回答が届いた。」

もし私のゼミでこのような問題を出して議論させるとすれば、まず行政法の講義を聴くよう指示し、行政処分の概念と分類、付款、撤回、行政手続法、申請に対する処分、理由付記といったような概念を十分に理解してもらわなくてはならない。しかし、ただ講義を聴くだけの受身の学習では、概念を理解してもそれを活用して総合的に思索するという域にはなかなか到達しない。ところが、ウプサラの学生はそこまで一気に駆け上がるのである。もちろん、先述のように「講義」とレクシオンを経てはいる。しかし、それはごく僅かの時間のことであるから、それに出席するだけで基礎知識が身につくとはおよそ考えられない。結局自学自習によるところが大きいと想像される。

出席者の討論を聞いていて、かれらが皆自分なりに思考を重ねてきていることがよく分った。最初はこれだけ意見が言えるのは学生の能力が高いからだと思えなかったが、次第にむしろこの方が学習法として自然ではないかと考えるようになった。設問のような局面で行政官としてどのような決定をすべきかということは、素直に思索を巡らせば、何とか結論に至る筋道を見つけられそうである。そこでその筋道の正しさを論証する手段を探すという態度で教科書を読めば、行政法の基本的な概念が、日本風に講義で概念そのものを教わるよりも無理なく吸収できるであろう。もつとも、ウプサラの学生にはすでに社会に出て相応の経験を積んだ者が多い⁽²²⁾という事実を頭に置かなければならない。そうした社会経験があるのとないののでは、結論に至る筋道を発見する能力に幾許かの差が出るのが予想されるからである。

(21) この日ウツラは同じゼミを三度繰り返した。他の先生方ももう少し協力すればよさそうなのであるが、公開討論を要求されない職のウツラにどうしても負担がかかるようである。しかし、ウツラに対する学生の信頼と親愛の情は厚く、彼女の五〇歳の誕生日には花束の贈呈があったという。ウツラはこのことをことのほか喜んでいた。

(22) ゼミが終わった後、ウツラが一人の学生を紹介してくれた。その学生は、その日父親になるときが近づいているというのに、妻のもとに行く前にゼミに顔を出したのであった。彼は警察官でなかなか勉強の時間がとれないそうだが、やはりゼミに出席しないわけにはいかないであろう。なお、「講義」のなかには出席を義務づけられないものもある。

八 研究者教育について

何度も繰り返したように、スウェーデンでは研究者として評価されるには公開討論を行う必要がある。公開討論を行うには、まず博士論文 (avhandling) を完成させなければならぬ。まさにその課業に取り組んでいるのが、ドクトランデ (doktorande) の諸君である。ドクトランデは一定の範囲で教育活動にも参画できる。法学部に関して言えば、学部学生の論文指導が主要な仕事のようにであった。論文指導にはきちんと指導者 (handledare) をつけるというのが伝統で、指導者の名前も論文表紙に記載される。

そうした教育活動を除くと、ドクトランデの精力は論文執筆一本に傾注されている。食事などには時間をかけたくないようであった。皆昼食はピザやスモールゴースを談話室の電子レンジで暖めたもので済ませてしまう。もつとも、彼らが食事に質素なのはお金を節約するためかもしれない。ドクトランデの生計を支えるのは主として奨学金であると思われるが、誰もが十分な奨学金をもらえるという状況にはないらしい。⁽²⁵⁾ ある朝談話室に行くと、ヴェステル Lund 先生とその門下生たちが茶話会の最中であった。何が名目なのかと探りを入れてみると、仲間の一人が奨学金

をもらえることになったので皆でお祝いしているのであった。また、バングラーディッシュ出身の知合いのドクトランデ(26)から、スウェーデンに居ながら日本の研究者と共同研究をして日本の奨学金をもらう方法はないかと尋ねられたこともある。

私は行政法分野、環境法分野それぞれのドクトランデたちと交流したが、まずは行政法分野に目を向けて、ドクトランデの教育に関する話をすることにしよう。残念ながら常日頃の指導ぶりを観察する機会はなかったが、彼らが当面の目標にしているゼミの報告はたいへい拝聴した。(27)このゼミには担当教員だけでなく、関係する教員はたいへい顔を出し、仲間のドクトランデたちも都合がつく限りはやって来る。開催の頻度は月一回ぐらいで、当番の者がOHPを使って目下の研究課題について三〇分程度の報告をする。皆発表の技術も能力の一つと心得ているようで、原稿を棒読みするような人はいない。ときどき私を除く参加者一同に笑いが起こる。スウェーデンでは、話すことよって人を楽しませるといふ姿勢が非常に大切である。ゼミの様子を見てさらに感心したのは、参加者が皆レジメをよく読んでいて、暖かい建設的な発言をしていたことである。ドクトランデは皆自分の論文のことが気にかかるはずであるが、出席するからには討論に参加してゼミの効果が上がるよう協力する義務があると考えているようであった。

環境法分野の人たちもちろんゼミをやっていたが、こちらの方についてはよく知らない。ただ、一度報告者として招待を受けたことがあって、そのときは日本の環境法の歴史についてOHP(28)を使って話をした。私のほかにもロシアの教授が招待されていた関係で、言葉は英語にしようということになった。(29)参加者はウプサラのドクトランデだけではなく、ストックホルムなどからもやって来ていた。地位もいろいろだったと記憶する。ヴェステルンド先生を中心にして何らかの結びつきがある人たちと推察された。次回会合について参加者たちが相談しているのを聞いた限りでは、どうやらこのゼミでは、ドクトランデが自分の研究テーマについて発表することもあるが、そのほかに皆で

重要な著作を読んだり、外部から講師を呼んで報告してもらったりと、自分たちで工夫して企画しているようであった。

そのほかに、ドクトランデたちが専門の枠を越えて基礎法学の書物を読むようなゼミもあったようだが、私は全く参加していない。横断的ということなら、ヨーロッパゼミと言って外国から講師を招いてEU法関係の話を聴く企画があり、私も二度ほど参加した。⁽³⁰⁾ 行政法のゼミで交流のあった人たちのほか、国際法のドクトランデも参加していた。スウェーデンもEUに加盟したので、こうしたゼミがもたれるのも太いに背けるところである。

(23) 論文の体裁や用語の選択などを示した参考書があって、学生はそれに従って執筆するよう厳しく指導される。もちろん内容に関する指導もなされるが、手直しの程度は指導者によって相当違いがあるという。

(24) 原語は *matrum* で素直に訳せば「食事室」である。したがって、ここで昼食を摂ったり、ワインパーティーをしたりするのは、まさに目的に適った行為ということになる。

(25) 注(3)に登場の徳永教授は、二十数年前にもしばらくウプサラで学ばれたことがある。先生が嘆かれることに、当時ウプサラ大学は自然地理学の分野では世界のセンターであったのが、今日では見る影もないほどに学問水準が低下してしまった。その主たる原因は、予算の削減で研究者に余裕がなくなり、世界の先端研究に目を向けなくなってしまったことにあると先生は分析された。法学部についてはそもそも学問水準を国際的に比較するということが難しいように思われるが、研究者の能力という点ではウプサラは今日でも相当に高い水準を維持している。ただ、若い研究者たちが、日々論文の作成に勤しみつつも、どこかで奨学金を確保することに心を砕かざるを得ないという現実がある。これは高等教育部門の予算削減のしわ寄せが彼らに及んでいるということではないかと私は理解している。

(26) その名を MAHFUZ AHMED KHAN という。敬虔なイスラム教徒である。彼は最初のころ自分の研究室がないので師匠のヴェステルンド先生の部屋を使っていたが、先生が出家されたときはどこかに居場所を求めねばならない。ときどきは私のところへ来て、床に敷物を広げてはお祈りをしていた。その間私は本を読むのも気がひけるので、椅子の上で座禅を組むことにしていた

(私の生家は真宗大谷派で禅宗ではない。私自身は無関心派)。それで私も一人前の宗教的人間と認められたのか、あるときイスラムの教会を案内してくれた。彼らはお祈りをする前に身を清めるのであるが、そのための洗浄設備がたいそう立派なことに驚いた記憶がある。そのようなことは法学教育とは直接の関係はないけれども、移民を受け入れることが宗教問題を伴うことは法学者の関心事でもあるから、この地でイスラム教の本山を見学できたという幸運についてお伝えするのも強ち無意味ではあるまい。

(27) 面白いことに、このゼミでは報告者の名を冠してゼミの名としている。たとえば私が報告するとすれば「交告尚史のゼミ」として参加者を募ることになる。前回のゼミで日程が決められているので、その日の一週間前ぐらいになったら秘書の方のところへ行って参加の意志表示をし、レジユメを受け取る。ときどきゼミ修了後にワインパーティーが行われることがあるが、参加を希望する人はその旨の意志表示もしておく。ワインパーティーのある日は、ゼミの終わる時間を見計らって秘書の方が買物を済ませておいて下さるので、参加者は談話室に集まり、自分でパン、チーズ、パツプリカなどを切ってスモールゴースを作り、それでワインを楽しむ。ただし、会話を交わすことに重点が置かれており、上等のワインを飲もうという集まりではない。こういうところでアルコールにお金をかけるといふ発想はないように見受けられた。

(28) 話が進んでいわゆる「上乘せ条例」について説明しようとしたとき、レジユメを眺めておられたヴェステルンド先生が、突然、それはこういうことではないかと、まさに私がこれから言おうとしていたことを語ってしまった。先生の門下のある女性研究者がかつて日本で研修したことがあるので、彼女から知識を得ておられたのかもしれないが、それにしてもこの本質を素早く見抜くその能力には驚嘆せざるを得なかった。

(29) スウェーデン人は一般に語学達者で、英語ならたいの人が巧みに話すけれども、同時に、自分たちが日本語を理解するのは難しいのだから、日本人がヨーロッパ語である英語を話すのも難しかろう、という思考のできる人たちでもある。始めの挨拶でヴェステルンド先生は、言葉の壁を越えて理解し合うために今日は英語を使うことにしようではないかと提案された。必ずしも英語を使うのが当然という暗黙の了解があったわけではない。ところで、この日のロシア人の先生はあまり英語がお得意ではないよううで、単語を選ぶのにとときどき翻訳機を使って苦労されていた。その様子を見て、この程度なら私でも話せると幾分安心したが、実際にやってみると、当初の予想通りしどろもどろになってしまうのであった。終いにはスウェーデン語で話してスウェーデン人に英訳してもらったりした。もちろんスウェーデン語ならうまく話せるというのではなく、片言ながら毎日スウェーデン語を話していると、どうしてもスウェーデン語の単語が最初に出てきてしまうのである。

(30) 最初に出たゼミでは、講師はデンマーク人であったが、報告は英語で行われた。司会者のマイルキユッソン先生が私のためを思って下さったのかもしれない。ところが質疑応答になると、北欧語を喋ろうということになって、講師はデンマーク語を、その他の参加者は自国語であるスウェーデン語を使い始めた。仮にここへノルウェー人がやって来てノルウェー語を話しても、会話は全体として立派に成立する。そういう光景は何度か目にした。二度目のゼミの講師はフィンランドのツオリ教授で、フィンランド人はスウェーデン語も話すから、報告も質疑応答もスウェーデン語で行われた。

九 法学部の社会的貢献

学生の教育以外で法学部が行った行事のうち私が参加したものを二つ紹介したい。まず、一九九七年一月一日に開かれたヴェステルルンド先生主宰の大ゼミナールである。資料が手元に残っていないので、このゼミがどこの主催で実施されたのか確認できないが、私自身学部の秘書の方に意志表示をしたうえで参加したので、おそらく学部主催の行事であったと思う。ただ、人数が多い関係で、会場には近くの市民会館のようなところが当てられた。参加者は研究者だけではなく、環境保護担当の行政職員や警察官の方々が大勢集まって来られた。⁽³¹⁾この日の論題は、環境法典 (miljöbalk) の成立の是非である。環境法典というのは、すでに存在する環境保護関係のいくつかの法律を統合したもので、その後しばらくして成立し一九九九年一月から施行されている。大ゼミナールは環境法典の成立を間近に控えた時期に開催されたわけで、このような集まりが研究、教育、実務のいずれの面から見ても有益であることは言うを俟たない。ドクトランデの諸君は現場で実際に生起している問題を詳しく知ることができるし、逆に現場の人間は研究者の意見を聞いて実践に役立てることができる。私は後日環境法研究のために少しばかり役所回りをしたが、その際、国、県、コミュニケーションの職員の間、また彼らと大学の研究者との間に親しさを感じ取れるほどの人的なつながり

のあることに気づいた。ヴェステルルンド先生の大ゼミナールなどは、そうした連帯感の醸成に大きく貢献しているのではないかと思う。

さて、もう一つは、一九九八年一月一五、一六両日に亙って開催された「ウプサラ・コミュニケーションの日」である。これはもちろんウプサラコミュニケーション（ウプサラ市）のお祭りではないのであつて、全国のコミュニケーションが抱えている問題をウプサラで語り合う催しである。このときのテーマは、「これからのコミュニケーションの権力」というものであつた。まず、研究者がテーマに沿った報告をし、その後いくつかのコミュニケーションの代表者が自分のコミュニケーションが抱えている問題を提起して、最後に討論をするという形で進出した。私の指導教授であるマールキユッソン先生と日本でも有名なウーロフ・ペッタション（Oluf Petersson）⁽³²⁾先生が司会を務められた。ウプサラからは、リーベルダール先生と「大学助手」のカールグスタフが、それぞれ「コミュニケーションで権力をもっているのは誰か」、「忠誠と表現の自由」という論題で報告をした。この催しも、ヴェステルルンド先生の大ゼミナール同様、コミュニケーションの職員同士の、またコミュニケーションの職員と研究者との間の意見交換の場として大いに役立っている。そのことをカフェ・ラストのときに実感した。

(31) このときの議論の様子は鮮やかな記憶となつて残っている。スウェーデン人は本当に議論がうまいとつくづく感心した。ストックホルムからやって来たある行政職員が環境犯罪に関する話をしているとき、何か刺激的な発言があつたものか突然立ち上がる人がいて、すわ激論かと思いきや、先の人が話し終わるまでじつと聞いている。そして自分の番になると、わざと調子を抑えて反論を開始した。その人は警察官で、どうやら警察活動のあり方を批判する発言が前にあつたらしい。

(32) 最近先生の著書が邦訳された。オロフ・ペッタション著／岡沢憲美監訳、斎藤弥生・木下淑恵訳『北欧の政治』（早稲田大学出版部、一九九八）。なお、オロフ・ペッタションと「ウーロフ・ペッタション」が同一人物であることは間違いないが、スウェーデン人の名前については、とりあえず私は私の耳に聞こえたように表記しておく。

おわりに

スウェーデンの法学教育は徹底した職業教育なので、民法や刑法をしっかりと教えて国民の期待に応えられるユリストを育て上げなければならない。教員のこの役割は今も昔も変わらない。職業教育の担い手としての彼らの働き振りには、これからの日本は学ぶところが多いと思う。さらに、教員だけでなく学生の方にも目を向けるべきである。大学に至るまでにいったいどのような教育を受けてきたのか、ということ抜きにして大学教育を語ることはできない。この点に係わって、スウェーデンの高校では文章を書かせる教育が重視されているということをここで強調しておきたい。大学での法学教育においても、卒業論文はもとよりのこと、常日頃から小論文が頻繁に課されているように見受けられた。

他方、スウェーデンもEUの一員になったので、研究者たる者は、今まで以上にヨーロッパ法の生成と発展に意を払わなければならない。行政法研究者である私には、スウェーデンでももっとフランス行政法を理解する必要があるように見える。ヨーロッパ行政法の形成においてはやはりフランス行政法の影響を無視できないからである。スウェーデン行政法の基本原理は、日本の研究者に馴染みの深いドイツ行政法やフランス行政法のそれとはずいぶん異なるので、スウェーデンの研究者はその異質性をしっかり認識して他の構成員国に訴えかけていかなければならない。もちろんスウェーデン人もそのことに気づいてはいる。現にヨーロッパパゼミナールのような催しも企画されている。

しかし、問題は具体的に誰がフランス行政法を研究するかである。ある時行政法の雑誌を古い時代から繰っていて、一九五〇年代までのスウェーデンではドイツ法やフランス法との比較法研究が結構行われていたが、一九六〇年代を過渡期として、一九七〇年代からは自国ないしは北欧のみの研究に集中していることに気づいた。現在の状況では、

ドクトランデの諸君がフランス行政法の研究に手を染めるのは一層難しいと思う。彼らは、八七五万人程度の国民のなかから選りすぐられたエリートである。大きな期待を背負っているので、無駄な仕事をしている余裕がない。フランス行政法研究でも、やる以上は本格的にやらなくてはならないが、はたしてそれで教育上の負担に耐えられるかという危惧がある。研究者の数を増やすことができればよいが、予算は削られるばかりである。

最近の日本では単なる外国法の紹介論文は軽んぜられる傾向にあるが、そうした紹介論文でも内容が正確でありさえすれば外国法研究に厚みを加えるという意義がある。そういう厚みがあるからこそ、日本法研究の合間に比較法研究の成果を上げることができるのである。今のスウェーデンにはたしてそのような厚み構築の余裕があるだろうか。これが極東の地で誰からも期待されことなく外国書を読み続ける暇な研究者の的外れな心配事であってくれることを願う。